

○柏市なし赤星病防止条例

平成17年3月22日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、なし赤星病の発生及びまん延を防止することにより、なしの生産向上を図り、もって果樹農業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) なし赤星病 びゃくしん類を中間寄主樹とする赤星病菌により、なしに発生する病気をいう。
- (2) びゃくしん類 かいずかいぶき、びゃくしん(いぶき)、たまいぶき、くろいぶき、たちびゃくしん、みやまびゃくしん(しんぱく)、はいびゃくしん(そなれ)、ねず(ねずみさし)、はいねず(おおしまはいねず、みやまねず)及びスカイロケットをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、なし赤星病の発生及びまん延を防止するために、総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 本市は、前項の施策(以下「総合防止施策」という。)の実施については、その目的が広く市民に理解されるように、市民及びなしの生産者に対して必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(なし生産者の責務)

第4条 なしの生産者は、なし赤星病の発生及びまん延の防止について必要な措置を講じるとともに、なし園の良好な環境の保全に努めなければならない。

- 2 なしの生産者は、本市が実施する総合防止施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、本市が実施する総合防止施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域の指定等)

第6条 市長は、なし園の外周からおおむね1.5キロメートル以内の区域（以下「外周区域」という。）において、なし赤星病の発生及びまん延を防止するために必要があると認める区域を禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、外周区域以外の区域においても、禁止区域として指定することができる。

3 市長は、前2項の規定による指定（以下「禁止区域の指定」という。）をした場合であって、当該禁止区域の指定の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに当該禁止区域の指定を解除するものとする。

4 禁止区域の指定及び前項の規定による禁止区域の指定の解除（以下「指定の解除」という。）は、びゃくしん類となし赤星病の発生との因果関係、なし園と禁止区域との地理的条件その他の科学的知見に基づき行うものとする。

5 市長は、禁止区域の指定及び指定の解除をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。この場合において、禁止区域の指定をしたときは、併せてその旨を記載した標識を設置するものとする。

(植栽等の禁止)

第7条 何人も、禁止区域内において、びゃくしん類の植栽若しくは栽培又は保有若しくは保管（以下「植栽等」という。）をしてはならない。

(立入調査)

第8条 市長は、なし赤星病の発生及びまん延を防止するために必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、禁止区域内の土地又は建築物に当該職員を立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令等）

第9条 市長は、第7条の規定に違反して植栽等をしている者に対し、期限を定めて、びゃくしん類の除却その他なし赤星病の発生及びまん延を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

（沼南町との合併に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町なし赤星病防止条例（昭和52年沼南町条例第27号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 沼南町との合併日の前日における本市の区域に相当する区域については、沼南町との合併日から平成17年9月30日までの間は、この条例の規定は、適用しない。